

保 守 契 約 書

支出負担行為担当官 中部森林管理局長 佐伯 知広（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、下記の条項により土木CAD（EX-TREND武蔵）（以下「土木CAD」という。）の保守業務契約を締結したのでその証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

契 約 条 項

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙が土木CADを常時正常な状態で使用し得るように保守を行い、甲がこれに対して保守料金を乙に支払うことを目的とする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（契約対象物件）

第3条 契約対象物件及び設置場所は、別紙「仕様書2」のとおりとする。

（契約金額）

第4条 契約金額は下記のとおりとする。

金 〇〇円

（うち消費税及び地方消費税額 金 〇〇円）

（保守金額の請求）

第5条 乙は、令和8年度末において甲の指定する職員の確認を受けて、保守料金（含む「消費税及び地方消費税額」）を甲に請求する。

（保守料金の支払い）

第6条 甲は、乙が提出する適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に料金を支払わなければいけない。

（遅延利息）

第7条 乙は、甲が自己の責に帰すべき事由により第6条に定める期間内に契約金額の支払いを行わなかった場合は、支払いの日までの日数に応じ、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条

第 1 項の規程に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を甲に請求することができる。

- 2 前項により、計算した遅延利息金額の 100 円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 3 前 2 項の場合において、支払い遅延が天災等やむを得ない理由によるときは、当該理由の継続する期間は、これを約定期間に算入せず、又、遅延利息を支払う日数に計算しない。

(保守内容)

第 8 条 保守内容は別紙「仕様書 1」のとおりとする。

(機密の保持)

第 9 条 乙はこの契約の履行に当たって知り得た甲の業務上の機密を外部へ漏らしたり、又は他の目的に利用してはならない。

(保守料金の改定)

第 10 条 法令の制定もしくは改廃又は、予期することができない理由に基づく経済情勢の激変等により、保守及び消耗品等料金が著しく不相当であると認められる場合は、甲乙協議して変更できるものとする。

(契約の解除)

第 11 条 甲又は乙は、原則として 90 日前に文書によって相手方に通知することにより、この契約を解約することができる。

- 2 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、文書によって相手方に通告し、この契約を解約することができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 12 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 7 条又は第 8 条の 2 (同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第 13 条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2 (同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 7 項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 5 乙が第 1 項及び第 2 項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法第 404 条第 4 項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約外事項)

- 第 14 条 甲・乙双方は、信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議のうえ決定するものとする。

(特約事項)

第 15 条 別紙のとおり

令和 8 年 4 月 1 日

甲 長野県長野市大字栗田 715-5

支出負担行為担当官

中部森林管理局長 佐伯 知広

印

乙 ○○

○○

○○

印

○保守内容○

- 1 土木CADシステム等の交換について
 - ・プロテクト及びプログラム（CD又はDVD、ダウンロード提供）・マニュアルの破損は無償で交換すること。
- 2 プログラム・マニュアルの変更等について
 - ・プログラムがバージョンアップした場合は、無償でプログラム（CD又はDVD、ダウンロード提供）及びマニュアルを提供すること。
- 3 サポートについて
 - ・操作方法及び操作等のトラブルが発生した場合は無償で対応すること。
- 4 その他必要に応じて情報提供について
 - ・土木CAD（EX-TREND 武蔵）に関する情報等を提供すること。

(別紙)

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(受注者をいう。以下同じ。)が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。))、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。))及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。(再請負契約等に関する契約解除)

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。